

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 1 号	鹿島公共用施設維持修繕基金条例の一部改正について	鹿島公共用施設維持修繕基金の対象となる施設の一部廃止に伴い、所要の改正を行うもの。
議 第 2 号	松江の文化力を生かしたまちづくり条例の制定について	松江の伝統文化芸術の振興を図り、松江の文化力を生かしたまちづくりに寄与するための条例を制定するもの。
議 第 3 号	松江市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	行政事務の効率化を図るため、押印事務を見直すことに伴い、所要の改正を行うもの。
議 第 4 号	松江市報酬費用弁償支給条例の一部改正について	令和 3 年 3 月 31 日をもって松江市地域協議会設置条例が失効することに伴い、所要の改正を行うもの。

備 考
改正内容 旧松江市講武公民館を対象となる施設の一覧から削るもの。 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日
制定内容 (1) 基本理念 松江の文化力を生かしたまちづくりの推進を行うため、古代から近代までの豊富な文化財、地域に根づく伝統文化、市民生活に根づく茶の湯文化、小泉八雲が五感で感じた松江の生活文化、市民とともに育む文化芸術活動、伝統文化芸術活動の拠点となる施設及び宍道湖、堀川、中海等の松江的景観を保存し、継承し、発展させる。また、時代に応じて新たに生まれる文化芸術を受け入れ、松江の文化力を発展させる。 (2) 市の役割 松江の文化力を生かしたまちづくりの実現のために、伝統文化芸術振興の施策を総合的かつ計画的に実施し、市民、伝統文化芸術活動を行う者、事業者及び松江の伝統文化芸術活動に関心がある者（以下「文化に関わる者」という。）が行う取組に協力する。 (3) 文化に関わる者の役割 伝統文化芸術の保存、継承、発展及び創造に努めるとともに、自主的かつ主体的な活動への参加、支援等を通じ、伝統文化芸術振興に努める。 (4) 取組の視点 市及び文化に関わる者は互いに協力し、又は連携し合い、松江の文化力を「知る」、「育てる」、「伝える」、「創造する」、「活用する」、「支える」の視点を取り入れながら伝統文化芸術振興に努める。 (5) 伝統文化芸術振興計画の策定 伝統文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）を策定し、基本的な事項その他必要な事項について定める。 (6) 松江市伝統文化芸術振興審議会の設置等 振興計画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議し、振興計画の目標の達成度、効果等についての検証及び評価に関する事務を行うため、松江市伝統文化芸術振興審議会を置く。 施行期日 公布の日
改正内容 宣誓書の様式から押印欄を削るもの。 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日
改正内容 (1) 報酬額を定める表から、地域協議会委員に関する規定を削るもの。 (2) その他文言整理を行うもの。 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 5 号	松江市事務分掌条例の一部改正について	歴史まちづくり部及び都市整備部の所掌事務を整理し、公共土木施設の整備や維持管理を効率的に行うため、所要の改正を行うもの。
議 第 6 号	松江市国民健康保険条例の一部改正について	国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。
議 第 7 号	松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

備考															
改正内容 公園及び緑地保全に関する事務を歴史まちづくり部から都市整備部に移管するもの。															
施行期日 令和 3 年 4 月 1 日															
改正内容 (1) 個人所得課税の見直しについて 平成 30 年度税制改正において、給与所得控除や公的年金控除を 10 万円引き下げるとともに、基礎控除を 10 万円引き上げることとされたことに伴い、国民健康保険料の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、所要の改正を行うもの。															
<table><tr><th colspan="2">軽減判定所得</th><th>均等割額及び平等</th></tr><tr><th>改正前（令和 2 年度まで）</th><th>改正後（令和 3 年度以降）</th><th>割額の減額割合</th></tr><tr><td>33 万円</td><td>43 万円 +10 万円×（給与所得者等の人数－1）</td><td>7 割</td></tr><tr><td>33 万円 +（28 万 5 千円×被保険者数）</td><td>43 万円+（28 万 5 千円×被保険者数） +10 万円×（給与所得者等の人数－1）</td><td>5 割</td></tr><tr><td>33 万円 +（52 万円×被保険者数）</td><td>43 万円+（52 万円×被保険者数） +10 万円×（給与所得者等の人数－1）</td><td>2 割</td></tr></table>	軽減判定所得		均等割額及び平等	改正前（令和 2 年度まで）	改正後（令和 3 年度以降）	割額の減額割合	33 万円	43 万円 +10 万円×（給与所得者等の人数－1）	7 割	33 万円 +（28 万 5 千円×被保険者数）	43 万円+（28 万 5 千円×被保険者数） +10 万円×（給与所得者等の人数－1）	5 割	33 万円 +（52 万円×被保険者数）	43 万円+（52 万円×被保険者数） +10 万円×（給与所得者等の人数－1）	2 割
軽減判定所得		均等割額及び平等													
改正前（令和 2 年度まで）	改正後（令和 3 年度以降）	割額の減額割合													
33 万円	43 万円 +10 万円×（給与所得者等の人数－1）	7 割													
33 万円 +（28 万 5 千円×被保険者数）	43 万円+（28 万 5 千円×被保険者数） +10 万円×（給与所得者等の人数－1）	5 割													
33 万円 +（52 万円×被保険者数）	43 万円+（52 万円×被保険者数） +10 万円×（給与所得者等の人数－1）	2 割													
(2) 低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除について 令和 2 年度税制改正において、個人が令和 2 年 7 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に低未利用地の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から 100 万円を控除することができることとされた。これに伴い、所要の改正を行うもの。															
(3) 条文において引用する新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を行うもの。															
施行期日 公布の日															
経過措置 この条例による改正後の松江市国民健康保険条例の規定（保険料に係るものに限る。）は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。															
改正内容 (1) 職員の配置基準のうち、心理療法担当職員の要件について、大学院の研究科を卒業した者を含むことを明確化するもの。 (2) その他文言整理を行うもの。															
施行期日 令和 3 年 4 月 1 日															

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 8 号	松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
議 第 9 号	松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について	国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正等に伴い、当該基準に従い条例で定める基準について所要の改正を行うもの。

備 考
改正内容 (1) 改正する条例 ア 松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 イ 松江市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ウ 松江市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 エ 松江市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 オ 松江市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 カ 松江市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 キ 松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ク 松江市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (2) 改正内容 ア 利用者等の人権の擁護、虐待の防止、感染症対策及び非常災害対策の強化等のため、計画策定その他の必要な体制の整備、研修の実施等を義務化するもの。 イ その他文言整理を行うもの。 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日（計画策定、訓練及び研修の義務化等に関する規定は経過措置あり。）
改正内容 (1) 改正する条例 ア 松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 イ 松江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 ウ 松江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 エ 松江市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 オ 松江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 カ 松江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 キ 松江市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ク 松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ケ 松江市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 コ 松江市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 サ 松江市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 シ 松江市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ス 松江市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 セ 松江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (2) 改正内容 ア 利用者等の人権の擁護、虐待の防止、感染症対策及び非常災害対策の強化等のため、計画策定その他の必要な体制の整備、研修の実施等を義務化するもの。((1)セを除く。) イ その他文言整理を行うもの。((1)セを除く。) ウ 管理者に関する要件を緩和するもの。((1)セに限る。) 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日（計画策定、訓練及び研修の義務化等に関する規定は経過措置あり。）。ただし、改正内容(2)アの改正規定の一部については令和 3 年 10 月 1 日。

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 10 号	松江市介護保険条例の一部改正について	松江市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画の策定等に伴い、所要の改正を行うもの。

備 考			
改正内容			
(1) 令和 2 年度税制改正に対応するため、文言を整理するもの。			
(2) 介護保険料の見直しを行い、次のとおり保険料額の改定を行うもの。			
保険料率区分		令和 3 年度～ 令和 5 年度 (改正後)	平成 30 年度～ 令和 2 年度 (現行)
第 1 段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 ・市民税世帯非課税(合計所得金額＋課税年金収入額 80 万円以下)	39,882 円 (23,500 円)	38,742 円 (34,200 円)
第 2 段階	市民税世帯非課税(合計所得金額＋課税年金収入額 120 万円以下)で、第 1 段階に該当しない	55,835 円 (35,300 円)	54,239 円 (53,200 円)
第 3 段階	市民税世帯非課税で、第 1 段階及び第 2 段階に該当しない	59,823 円 (55,000 円)	58,113 円 (57,000 円)
第 4 段階	市民税本人非課税(世帯内課税者あり)(合計所得金額＋課税年金収入額 80 万円以下)	71,788 円 (70,700 円)	69,736 円 (68,500 円)
第 5 段階	市民税本人非課税(世帯内課税者あり)で、第 4 段階に該当しない	79,764 円 (78,600 円)	77,484 円 (76,100 円)
第 6 段階	市民税本人課税(合計所得金額 125 万円未満)	91,729 円 (90,400 円)	89,107 円 (87,500 円)
第 7 段階	市民税本人課税(合計所得金額 125 万円以上 200 万円未満)	99,705 円 (98,300 円)	96,855 円 (95,100 円)
第 8 段階	市民税本人課税(合計所得金額 200 万円以上 300 万円未満)	119,646 円 (117,900 円)	116,226 円 (114,100 円)
第 9 段階	市民税本人課税(合計所得金額 300 万円以上 500 万円未満)	139,587 円 (137,600 円)	135,597 円 (133,200 円)
第 10 段階	市民税本人課税(合計所得金額 500 万円以上 700 万円未満)	159,528 円 (157,200 円)	154,968 円 (152,200 円)
第 11 段階	市民税本人課税(合計所得金額 700 万円以上 1,000 万円未満)	179,469 円 (176,900 円)	174,339 円 (171,200 円)
第 12 段階	市民税本人課税(合計所得金額 1,000 万円以上)	183,458 円 (180,800 円)	178,214 円 (175,000 円)
※ ()内は、介護保険事業財政調整基金の充当により、実際に被保険者が負担することとなる額			
(3) 条文において引用する新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を行うもの。			
施行期日			
令和 3 年 4 月 1 日			
経過措置			
(1) 令和 2 年度税制改正による不利益を生じないように、保険料率の算定の特例措置を設ける。			
(2) 令和 3 年度における改正内容(2)の表中の実負担額を規定する。			
(3) この条例による改正後の松江市介護保険条例の規定（保険料に係るものに限る。）及び経過措置(1)(2)は令和 3 年度以後の年度分について適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。			

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 11 号	松江市食品衛生法施行条例の一部改正について	食品衛生法等の一部を改正する法律の施行により、営業許可の業種区分の見直しが行われること等に伴い、所要の改正を行うもの。
議 第 12 号	松江市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	がんの横断的治療を行う専門診療科として、腫瘍内科を新設することに伴い、所要の改正を行うもの。
議 第 13 号	松江市展示温室の設置及び管理に関する条例の廃止について	松江市展示温室を廃止するため、条例を廃止するもの。
議 第 14 号	松江市火入れに関する条例の一部改正について	市民の負担軽減を図るための押印事務の見直しに併せ、条例において定める様式を規則において定めるため、所要の改正を行うもの。
議 第 15 号	松江市都市計画に関する計画提案に係る規模を定める条例の制定について	松江市都市マスタープランに掲げる将来都市構造の実現に向け、土地利用を誘導するための制度を定める条例を制定するもの。
議 第 16 号	松江市コミュニティバスの運行に関する条例の一部改正について	玉湯・宍道の 2 地区において、コミュニティバスを市による運行から一般乗合旅客自動車運送事業者による運行に移行することに伴い、所要の改正を行うもの。
議 第 17 号	松江市普通公園条例の一部改正について	普通公園を追加するため、所要の改正を行うもの。

備 考							
改正内容 (1) 法令の一部改正に伴い、当該法令において規定されることとなった次の規定を削るもの。 ア 廃業時の届出義務 イ 集団給食施設の届出義務 (2) 令和 2 年の条例の一部改正により廃止し、経過措置により 1 年間有効とした公衆衛生上必要な措置に関する基準において定めていた食品衛生責任者の氏名の掲示について、経過措置の終了後も引き続き義務づけるもの。 (3) 新たな業種の手数料を新設するとともに、既存・再編業種の手数料の見直しを行うもの。 (4) 食品衛生法を引用する条文に条ずれが生じたため、対応するもの。 (5) その他文言整理を行うもの。 施行期日 令和 3 年 6 月 1 日							
改正内容 診療科目に腫瘍内科を加えるもの。 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日							
施設概要 <table><tr><td>名称</td><td>松江市展示温室</td></tr><tr><td>位置</td><td>松江市八束町波入 2485 番地 1</td></tr><tr><td>設置年月</td><td>平成 9 年 3 月</td></tr></table> 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日		名称	松江市展示温室	位置	松江市八束町波入 2485 番地 1	設置年月	平成 9 年 3 月
名称	松江市展示温室						
位置	松江市八束町波入 2485 番地 1						
設置年月	平成 9 年 3 月						
改正内容 (1) 申請書の様式及び添付資料並びに許可証の様式を規則に定めるため、条例から削るもの。 (2) その他文言整理を行うもの。 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日							
制定内容 都市計画の提案をすることができる区域面積の最低限度を、市街化調整区域において地区計画を定める場合に限り、0.5 ヘクタール (5,000 ㎡) から 0.3 ヘクタール (3,000 ㎡) に緩和するもの。 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日							
改正内容 運行する路線から、玉湯コミュニティバス及び宍道コミュニティバスに関するものを削るもの。 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日							
改正内容 開発行為によりできた公園を、松江市が設置する普通公園に加えるもの。 <table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>かさなし公園</td><td>松江市東持田町字太田 1786 番 20</td></tr></table> 施行期日 公布の日		名称	位置	かさなし公園	松江市東持田町字太田 1786 番 20		
名称	位置						
かさなし公園	松江市東持田町字太田 1786 番 20						

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 18 号	松江市手数料徴収条例の一部改正について	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

備考

改正内容

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正により建築物エネルギー消費性能適合性判定制度の対象規模が 2,000 ㎡から 300 ㎡に引き下げられたことに合わせ、各種手数料について 300 ㎡～1,000 ㎡の面積区分を新設（ア(ア)の手数料については、本改正に併せ面積区分を「越え…以内」から「以上…未満」に変更）するもの。

ア 改正対象の手数料

(ア) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

(イ) 建築物エネルギー消費性能向上計画等認定申請手数料

(ウ) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料

イ 手数料改正の概要

【改正前】

手数料種別 (記号はアにおける区分)	面積区分	計算方式別の手数料額	
		標準入力法	モデル建物法
(ア)(適合証等の提出あり)	300 ㎡を越え 2,000 ㎡以内	25,700 円	
(ア)(適合証等の提出なし)		369,000 円	
(イ)(適合証等の提出あり)	300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	26,000 円	26,000 円
(イ)(適合証等の提出なし)		357,000 円	142,000 円
(ウ)(工場等以外の非住宅)		357,000 円	142,000 円
(ウ)(工場等)		42,000 円	37,000 円

【改正後】

手数料種別 (記号はアにおける区分)	面積区分	計算方式別の手数料額	
		標準入力法	モデル建物法
(ア)(適合証等の提出あり)	300 ㎡以上 1,000 ㎡未満	17,300 円	
(ア)(適合証等の提出なし)		301,000 円	
(イ)(適合証等の提出あり)		16,000 円	16,000 円
(イ)(適合証等の提出なし)		276,000 円	108,000 円
(ウ)(工場等以外の非住宅)		276,000 円	108,000 円
(ウ)(工場等)		30,000 円	26,000 円
(ア)(イ)(ウ)共通		1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	改正前と同額

「モデル建物法」・・・建物用途ごとに仮定したモデルを想定し計算する方法で、簡略化された評価方法（WEB プログラム）

「標準入力法」・・・評価対象建築物のすべての室を対象に外皮性能や設備仕様等を評価する方法で、詳細な評価方法（WEB プログラム）

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に係る完了検査手数料を新設（工場等部分を除く。）するもの。

面積区分	手数料の額
300 ㎡未満	10,000 円
300 ㎡以上 1,000 ㎡未満	16,000 円
1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	26,000 円
2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	78,000 円
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	124,000 円
10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満	153,000 円
25,000 ㎡以上	192,000 円

(3) 建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項を整理するもの。

施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 19 号	松江市一般市営住宅条例の制定について	島根県定住促進賃貸住宅「南廻山ハイツ」の島根県住宅供給公社からの譲渡を受け、既存の「川原住宅」とともに、一般市営住宅として設置及び管理を行い、指定管理者制度を導入するため、条例を制定するもの。

備	考			
制定内容				
(1) 一般市営住宅（以下「一般住宅」という。）				
ア 川原住宅（旧川原変電所職員社宅。平成 12 年 12 月に旧八雲村が取得したもの。）				
建設年度	名称	所在地	構造	戸数
昭和42年度	川原住宅	松江市八雲町東岩坂1012番地2	木造平屋建	4
イ 南廻山ハイツ（島根県定住促進賃貸住宅。令和 3 年 6 月に松江市が取得予定。）				
建設年度	名称	所在地	構造	戸数
平成 10 年度	南廻山ハイツ	松江市東出雲町揖屋 760 番地 9	木造 2 階建	12
(2) 入居者募集の方法				
募集の方法は公募によるものとし、定期募集を行う。ただし、災害による住宅の滅失等の事由に該当する者については、公募によらず入居することができる。				
(3) 入居者の資格				
一般住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。				
ア 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。				
イ その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。				
ウ 現居住地での市税等の滞納がないこと。				
(4) 入居の申込み及び選考				
入居申込者の数が入居させるべき一般住宅の戸数を超える場合においては、公開抽選によって入居申込者を抽出する。ただし、災害による住宅の滅失等の事由に該当する者については、優先的に入居することができる。				
(5) 家賃及び敷金				
家賃 川原住宅 : 45,000 円（定額）				
南廻山ハイツ : 37,500 円（定額）				
敷金の金額は家賃の 3 か月分相当額とする。				
施行期日				
令和 3 年 6 月 1 日				
関連する条例の廃止				
松江市川原住宅設置及び管理に関する条例を廃止するもの。				
経過措置				
(1) この条例の施行の際現に一般住宅に入居している者（以下「現入居者」という。）は、この条例の規定に基づき入居しているものとみなす。				
(2) 現入居者が入居時に支払った敷金については、第 15 条の規定により支払われた敷金とみなす。				
(3) この条例の施行前に、この条例による廃止前の松江市川原住宅設置及び管理に関する条例の規定によりなされた川原住宅についての処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。				
関連する条例の一部改正				
松江市一般市営住宅条例の施行及び松江市川原住宅設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中で引用する条例の題名を改めるとともに文言整理を行うもの。				

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 20 号	松江市営住宅条例の一部改正について	県営住宅「南廻山団地」の島根県からの譲渡を受け、市営住宅として設置するため、所要の改正を行うもの。
議 第 21 号	松江市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部改正について	公共下水道の受益者負担金の延滞金の算定を受益者分担金に準じた扱いにすることに伴い、所要の改正を行うもの。
議 第 22 号	財産の無償譲渡について	松江市が所有する通信設備を、相手方が所有する通信設備と合わせ一元的に管理することにより、島根町及び八束町地域における通信インフラを維持し、安定的なサービス提供に資するため、無償で譲渡するもの。

備 考				
改正内容				
(1) 松江市が設置する市営住宅の表に南廻山団地を加えるもの。				
建設年度	名称	所在地	構造	戸数
平成 22 年度	南廻山団地	松江市東出雲町揖屋 760 番地 7	木造 2 階建	8
(2) その他文言整理を行うもの。				
施行期日				
令和 3 年 4 月 1 日				
経過措置				
(1) 施行日の前日において現に県営住宅「南廻山団地」に入居している者（以下「現入居者」という。）のうち、施行日以後も継続して市営住宅「南廻山団地」に入居することを希望するものは、改正後の条例上の入居決定者とみなす。				
(2) 現入居者が県営住宅「南廻山団地」の入居時に支払った敷金は、市営住宅「南廻山団地」の敷金とみなす。				
(3) この条例の施行前になされた県営住宅「南廻山団地」についての処分、手続その他の行為は、市営住宅「南廻山団地」についてなされたものとみなす。				
改正内容				
受益者負担金の延滞金の算定において、各年の延滞金特例基準割合の率に応じ、特例による割合を用いることとするもの。				
施行期日				
令和 3 年 4 月 1 日				
譲渡する財産				
名称	所在	種類	数量	
島根町地域情報通信施設	島根町大芦 355 番地外 47 筆	鋼管柱	41 本	
		鉄筋コンクリート柱	1 本	
		木柱	6 本	
旧八束町地域情報通信施設	八束町入江 278 番地外 5 筆	鋼管柱	7 本	
譲渡の相手方				
松江市学園一丁目 2 番 27 号 山陰ケーブルビジョン株式会社				

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 23 号	財産の無償貸付けについて	松江市が所有する松江市展示温室を、地元団体に無償で貸し付けるもの。
議 第 24 号	財産の無償貸付けについて	松江市が所有するホットランドやくもを、地元団体に無償で貸し付けるもの。
議 第 25 号	財産の取得について	松江市土地開発公社所有地を取得するもの。 取得の相手方 松江市末次町 86 番地 松江市土地開発公社 取得金額 647,757,739 円
議 第 26 号	財産の取得について	県営住宅「南廻山団地」の島根県からの譲渡を受け、市営住宅として取得するもの。 取得の相手方 松江市殿町 1 番地 島根県 取得金額 69,237,675 円

備 考
無償貸付けをする財産 建物 位 置 松江市八束町波入 2485 番地 1 構 造 鉄骨造 延床面積 526.65 平方メートル 無償貸付けの相手方 松江市八束町江島 746 番地 八束町黒にんにく生産組合 無償貸付けの目的 松江市が所有する松江市展示温室を利用し、にんにくを加工した黒にんにくの生産、品質向上等に向けた試験及び研究を行うことで、牡丹、雲州人参に続く、新たな特産品化を図るため。 貸付期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
無償貸付けをする財産 建物 位 置 松江市八雲町熊野 772 番地 3 構 造 鉄筋コンクリート造地上 2 階地下 1 階建 延床面積 2,236.04 平方メートル 無償貸付けの相手方 松江市八雲町熊野 772 番地 3 合同会社ホットランドやくも 無償貸付けの目的 松江市が所有するホットランドやくもを利用し、地元団体による自主運営を通じて利用者のニーズに即したサービスを提供することで、施設の利用を促進するとともに、市民の福祉を増進し、地域の活性化を図るため。 貸付期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
取得する財産 土地 25,125 平方メートル 財産の所在 松江市平成町 1751 番 4 外 4 筆 取得の方法 随意契約
取得する財産 建物 財産の所在 松江市東出雲町揖屋 760 番地 7 取得の方法 随意契約

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 27 号	財産の処分について	松江市が所有する土地を、一般競争入札により事業者売却するもの。 売却の相手方 松江市西津田一丁目 9 番 50 号 協同組合島根県鐵工会 松江市矢田町 250 番地 105 株式会社オンチョウ 売却の金額 98,100,000 円
議 第 28 号	和解について	地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、松江簡易裁判所令和 2 年（ハ）第 137 号損害賠償（交通）請求事件に関し和解することについて、議会の議決を求めるもの。

備 考	
売却する財産	土地 5,384.33 平方メートル
財産の所在	松江市矢田町 250 番 219
売却の方法	一般競争入札
事件の概要 平成 10 年 3 月 20 日に発生した交通事故の不法行為に基づく損害賠償請求権を松江市が代位取得したが、被告からの支払いが滞っているもの。 被告 松江市鹿島町佐陀本郷 1942 番地 青山 由美子 和解の内容 (1) 被告は、原告に対し、本件損害賠償債務として、既払金を除き 208,196 円の支払義務があることを認める。 (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、毎月末日限り、原告指定の納付書を用いて支払う。 ア 令和 3 年 4 月に（同年 2 月分ないし同年 4 月分として） 15,000 円 イ 令和 3 年 5 月から令和 6 年 6 月まで（計 38 回） 各 5,000 円 ウ 令和 6 年 7 月に 3,196 円 (3) 被告が前項の分割金の支払を怠り、その額が 10,000 円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第 1 項の金員から既払金を控除した残額及びその残額中の残元金に対する期限の利益喪失日の翌日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。 (4) 原告は、その余の請求を放棄する。 (5) 当事者双方は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。 (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。	

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 29 号	和解について	地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、 松江簡易裁判所令和 2 年（ハ）第 138 号損害賠償 （交通）請求事件に関し和解することについて、 議会の議決を求めるもの。
議 第 30 号	包括外部監査契約の締結について	地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、令 和 3 年度における包括外部監査契約を締結するも の。
議 第 31 号	松江市才・軽尾辺地総合整備計画を 定めることについて	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上 の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に 基づき、松江市才・軽尾辺地総合整備計画（令和 3 年度～令和 5 年度）を定めることについて、議会 の議決を求めるもの。
議 第 32 号	市道路線の廃止について	道路法第 10 条第 1 項の規定により市道路線を廃止 するもの。

備 考	
事件の概要 平成 19 年 1 月 21 日に発生した交通事故の不法行為に基づく損害賠償請求権を松江市が代位取得した が、被告からの支払いが滞っているもの。 被告 松江市矢田町 75 番地 16 コーポ松浦 6 号 藤原 由美子 和解の内容 (1) 被告は、原告に対し、本件損害賠償債務として、既払金を除き、914,159 円の支払義務があることを認 める。 (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、毎月末日限り、原告指定の納付書を用いて 支払う。 ア 令和 3 年 4 月に（同年 2 月分ないし同年 4 月分として） 45,000 円 イ 令和 3 年 5 月から令和 8 年 1 月まで（計 57 回） 各 15,000 円 ウ 令和 8 年 2 月に 14,159 円 (3) 被告が前項の分割金の支払を怠り、その額が 30,000 円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告 は、原告に対し、第 1 項の金員から既払金を控除した残額及びその残額中の残元金に対する期限の利益喪 失日の翌日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。 (4) 原告は、その余の請求を放棄する。 (5) 当事者双方は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務 がないことを相互に確認する。 (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。	
契約の目的	包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
契約金額	11,597,850 円を上限とする額
契約の相手方	氏名 大西 智之 資格 弁護士
契約の始期	令和 3 年 4 月 1 日
辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 松江市美保関町美保関 才・軽尾 (2) 地域の中心の位置 松江市美保関町美保関 156 番地 (3) 辺地度点数 170 点 事業内容 市道才軽尾線の道路改良事業 (1) 工事区間 229m (2) 事業期間 令和 3 年度～令和 5 年度 (3) 事業費 140,000 千円 辺地債 62,900 千円	
市道路線の整理再編によるもの 1 路線	

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 49 号	令和 3 年度松江市宍道国民健康保険 診療施設事業特別会計予算	
議 第 50 号	令和 3 年度松江市後期高齢者医療保 険事業特別会計予算	
議 第 51 号	令和 3 年度松江市介護保険事業特別 会計予算	
議 第 52 号	令和 3 年度松江市企業団地事業特別 会計予算	
議 第 53 号	令和 3 年度松江市公園墓地事業特別 会計予算	
議 第 54 号	令和 3 年度松江市鹿島町恵曇・講武・ 御津・佐太財産区特別会計予算	
議 第 55 号	令和 3 年度松江市母子父子寡婦福祉 資金貸付事業特別会計予算	
議 第 56 号	令和 3 年度松江市水道事業会計予算	
議 第 57 号	令和 3 年度松江市下水道事業会計予 算	
議 第 58 号	令和 3 年度松江市ガス事業会計予算	
議 第 59 号	令和 3 年度松江市交通事業会計予算	
議 第 60 号	令和 3 年度松江市病院事業会計予算	
承認第 1 号	専決処分の報告について（令和 2 年 度松江市一般会計補正予算（第 10 号））	
報告第 1 号	議会の委任による専決処分の報告に ついて（（仮称）玉湯統合小学校校 舎・幼稚園・児童クラブ建設（電気 設備）工事の請負契約の変更契約の 締結について）	変更理由 火災報知機の追加並びに電気引き込み柱及びハン ドホールの位置変更による増額。 変更金額 増額 1,697,300 円
報告第 2 号	議会の委任による専決処分の報告に ついて（（仮称）玉湯統合小学校校 舎・幼稚園・児童クラブ建設（給排 水衛生設備）工事の請負契約の変更 契約の締結について）	変更理由 新型コロナウイルスの感染低減対策のためのレバ ー式ハンドルへの変更及び労務単価の引き上げに よる増額。 変更金額 増額 4,506,700 円

備 考	
当初の契約金額	188,320,000 円（令和元年 7 月 9 日議決 議第 21 号）
変更前の契約金額	195,650,400 円（令和 2 年 9 月 2 日報告 報告第 34 号）
変更後の契約金額	197,347,700 円
契約の相手方	中電工・日新電工特別共同企業体
事業期間	令和元年 7 月 10 日から令和 3 年 3 月 22 日まで
専決処分日	令和 3 年 1 月 29 日
当初の契約金額	151,800,000 円（令和元年 7 月 9 日議決 議第 22 号）
変更後の契約金額	156,306,700 円
契約の相手方	島根水道・豊和設備特別共同企業体
事業期間	令和元年 7 月 10 日から令和 3 年 3 月 22 日まで
専決処分日	令和 3 年 1 月 29 日

議 案 番 号	件 名	要 旨
報告第 3 号	議会の委任による専決処分の報告について（（仮称）玉湯統合小学校屋内運動場建設（建築）工事の請負契約の変更契約の締結について）	変更理由 仮設スロープの設置及び建物基礎の地盤改良長が長くなることによる増額。 変更金額 増額 5,131,500 円
報告第 4 号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	佐陀川河川敷において、河川愛護団の除草作業中であつた相手方が転倒し、額を負傷したもの。 損害賠償の額 12,000 円
報告第 5 号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	旧大芦老人福祉センターにおいて、刈払機を使い除草作業を行っていたところ、小石が飛散し、駐車中の相手方車両の助手席側ドアの窓ガラスを破損させたもの。 損害賠償の額 312,268 円
報告第 6 号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	市道大森・上来待線において、相手方車両が通行中、路面に生じた穴ぼこに右前輪が落ち込み、車両右前輪ホイールを損傷したもの。 損害賠償の額 8,547 円
報告第 7 号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	西持田不燃物処理場において、自転車を相手方車両（ダンプカー）に積み込む際、使用した重機が相手方車両に接触し、荷台側面を損傷させたもの。 損害賠償の額 630,000 円
報告第 8 号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	松江市公園墓地において、樹木の根が墓所内の墓石の下に入り込み、墓石を損傷させたもの。 損害賠償の額 340,000 円

昨年 2 月議会（当初提案）			
同意案件	0 件	同意案件	0 件
条例案件	21 件	条例案件	34 件
単行案件	14 件（うち指定管理 2 件）	単行案件	50 件（うち指定管理 39 件）
予算案件	25 件	予算案件	24 件
承認案件	1 件	承認案件	0 件
報告案件	8 件	報告案件	10 件
合計	69 件	合計	118 件

備 考	
当初の契約金額	445,500,000 円（令和元年 12 月 17 日議決 議第 62 号）
変更後の契約金額	450,631,500 円
契約の相手方	松江土建・八光建設特別共同企業体
事業期間	令和元年 12 月 18 日から令和 3 年 3 月 10 日まで
専決処分日	令和 3 年 1 月 29 日
事故発生日時	令和 2 年 10 月 18 日 午前 8 時 45 分頃
事故発生場所	松江市下佐陀町 1032 番 5 地先 佐陀川河川敷
示談締結年月日	令和 2 年 11 月 25 日
賠償責任保険により全額負担	
事故発生日時	令和 2 年 11 月 9 日 午前 10 時 30 分頃
事故発生場所	松江市島根町大芦 2172 番 1 旧大芦老人福祉センター
示談締結年月日	令和 2 年 11 月 30 日
過失割合	100%
事故発生日時	令和元年 10 月 26 日 午後 6 時頃
事故発生場所	松江市宍道町白石 1159 番 5 地先 市道大森・上来待線
示談締結年月日	令和 2 年 12 月 2 日
過失割合	50%
事故発生日時	令和 2 年 10 月 12 日 午前 9 時 30 分頃
事故発生場所	松江市西持田町 641 番地 西持田不燃物処理場
示談締結年月日	令和 2 年 12 月 4 日
過失割合	100%
事故発生日時	令和 2 年 9 月 3 日
事故発生場所	松江市大庭町 1220 番地 松江市公園墓地
示談締結年月日	令和 3 年 1 月 12 日
過失割合	100%

追加提案	
同意案件	松江市教育委員会の教育長任命について（1 名）
	松江市教育委員会の委員任命について（2 名）
その他	
諮問案件	人権擁護委員候補者の推薦について（5 名）